

## 国際交流における危機管理体制の取扱いについて

【本部からの通知】（平成27年5月19日付け「国際交流における危機管理体制整備の取扱いについて」および平成29年2月16日付け「学生の海外渡航危機管理サービスOSSMAの運用について」）

東京大学においては、本学学生の海外渡航機会や受入留学生の増加傾向に対応し、あるいは、これをより推進するため、平成27年3月4日の科所長会議での了承の下、同年6月1日より、日本エマーゲンシーアシスタンス(株)(EAJ)が提供する海外渡航者向けの危機管理サービスであるOSSMA(Overseas Student Safety Management Assistance)を試行的に導入した。

この度、導入から1年以上を経過したことを踏まえ、全学的にOSSMA運用の有効性を検証した結果、平成29年2月16日の国際委員会での了承のもと、平成29年4月からは、学内の運用方針を変更し、原則として、すべての海外渡航についてOSSMAへの加入は任意とすることとなった。ただし、所属部局や派遣プログラム主催者(主催部署等)が加入を義務付ける場合はその指示に従うこととなる。

なお、OSSMAへの加入料金は月額3,240円～年額29,160円(税込)で、費用は学生負担となっている。更に、本サービスは学生の危機管理を支援するサービスであり、海外旅行保険や留学保険ではないため、海外渡航する学生は、別途、海外旅行保険や留学保険に加入することとなる。

### 【総合文化研究科・教養学部の対応】

上記の通知を受け、総合文化研究科・教養学部としては、以下のとおり対応する。

1. 学生への「海外渡航届」の事前提出の義務付け
2. 海外渡航時の緊急時連絡体制の整備
3. OSSMAへの加入に係る運用方針

海外渡航する学生は、事前に「海外渡航届」の提出を義務づけ、渡航中の緊急時対応の際は、同届により学生の安否確認を行うこととする。(大学院学生は、渡航期間等により、提出する海外渡航の届出様式が異なるため、留意すること。)

### OSSMAへの加入に係る運用方針

①前期課程の学生は、当面以下の海外渡航をOSSMAへの加入を必須として扱う。

- ・留学・・・全学交換留学、部局間交換留学、AIKOM、GLP、サマープログラム
- ・授業・・・全日程に引率教員がつかない全学体験ゼミナール等
- ・体験活動・・・FLY Program、体験活動プログラム

②上記①以外の海外渡航は、OSSMAへの加入を任意とする。

- ・前期課程学生で全日程に引率教員がつく授業
- ・後期課程学生および大学院学生の留学、授業、国際交流活動、研究・調査活動、学会参加、インターンシップ及びボランティア等

本方針については、Webサイト等に掲載し、学生及び教職員への周知を行う。

## 国際交流における危機管理体制の取扱いについて

【本部からの通知】（平成27年5月19日付け「国際交流における危機管理体制整備の取扱いについて」および平成29年2月16日付け「学生の海外渡航危機管理サービスOSSMAの運用について」）

東京大学においては、本学学生の海外渡航機会や受入留学生の増加傾向に対応し、あるいは、これをより推進するため、平成27年3月4日の科所長会議での了承の下、同年6月1日より、日本エマージェンシーアシスタンス(株)(EAJ)が提供する海外渡航者向けの危機管理サービスであるOSSMA(Overseas Student Safety Management Assistance)を試行的に導入した~~することとし~~  
~~た。~~

この度、導入から1年以上を経過したことを踏まえ、全学的にOSSMA運用の有効性を検証した結果、平成29年2月16日の国際委員会での了承のもと、平成29年4月からは、学内の運用方針を変更し、原則として、すべての海外渡航についてOSSMAへの加入は任意とすることとなった。ただし、所属部局や派遣プログラム主催者(主催部署等)が加入を義務付ける場合はその指示に従うこととなる。

~~OSSMAへの加入対象は、正規生、非正規生問わず本学に在籍する学生全員とされており、海外渡航の範囲も、本学が主催するプログラムや本学の財政支援を受ける海外渡航等が加入必須というように、幅広く定められている。~~

~~また~~なお、OSSMAへの加入料金は月額3,240円～年額29,160円(税込)で、費用は学生負担となっている。更に、本サービスは学生の危機管理を支援するサービスであり、海外旅行保険や留学保険ではないため、海外渡航する学生は、別途、海外旅行保険や留学保険に加入することとなる。

~~本通知では6月1日以降各部局で準備が出来次第運用開始としているが、本部が関与するプログラム(全学交換留学、GLP、体験活動プログラム等)については、すでに加入することを義務づけられており、総合文化研究科・教養学部の学生も、すでに登録者が多数いる状況にある。~~

### 【総合文化研究科・教養学部の対応】

上記の通知を受け、総合文化研究科・教養学部としては、以下のとおり対応する。

1. 学部生への「海外渡航届」の事前提出の義務付け
2. 海外渡航時の緊急時連絡体制の整備
3. OSSMAへの加入に係る運用方針~~(詳細はP2のとおり)~~

~~運用開始に当たっての学生・教職員への周知方法や費用面における学生にとっての負担軽減を考慮し、加入対象を以下のとおり本部通知の範囲よりも更に限定した形で、今年度は試行的運用としたい。~~

~~また~~、海外渡航する学部生は、事前に「海外渡航届」の提出を義務づける~~こととし~~、渡航中の緊急時対応の際は、~~OSSMAと合わせて~~同届により学生の安否確認を行うこととする。(大学院学生は、渡航期間等により、提出する海外渡航の届出様式が異なるため、留意すること。)

~~なお、OSSMA加入に当たっての学生の費用負担軽減に関しては、今後、部局として本部へ費用負担支援の申し入れを検討する。~~

## OSSMAへの加入に係る運用方針

### ① ~~OSSMAへの加入を必須とする学生~~

~~原則として、学部・研究科とも正規学生（体学者を含む）を対象とし、当面の間、非正規学生は対象としない。~~

### ② ~~総合文化研究科・教養学部が前期課程の学生は、当面以下の海外渡航をOSSMAへの加入を必須として扱う海外渡航。~~

- ・留 学・・・全学交換留学、部局間交換留学、AIKOM、GLP、サマープログラム
- ・授 業・・・全日程に引率教員がつかない~~国際研修~~、全学体験ゼミナール等
- ・体験活動・・・FLY Program、体験活動プログラム

### ② 上記①以外の海外渡航は、OSSMAへの加入を任意とする。

- ・前期課程学生で全日程に引率教員がつく授業
- ・後期課程学生および大学院学生の~~国際交流活動・・・国際交流活動プログラム~~  
~~※下線のプログラムについては、本部が加入を義務づけているプログラムである。なお、上記の国際研修について、全日程に引率教員がつく場合は加入を必須とはしない。上記以外の留学、授業、国際交流活動プログラム、研究・調査活動、学会参加、インターンシップ及びボランティア等についても任意扱いとする。また、すでに開始されているプログラムについても、現時点では任意加入とし、なるべく加入を促すこととする。~~

~~本方針については、Webサイト等に掲載し、また、学生及び教職員への周知を行うに関しては、各種ガイダンスで周知させるとともに、Webサイト、掲示板等により随時掲載し周知を図る。また、学部生のみ「海外渡航届」の提出も周知させる（大学院生は従前の届出様式を使用する。）。~~

東大留発第 94 号  
平成 29 年 2 月 16 日

各部局長 殿

国際本部長

### 学生の海外渡航危機管理サービス OSSMA の運用について

平成 27 年 6 月 1 日より日本エマージェンシーアシスタンス (株) (EAJ) が提供する海外渡航者向けの危機管理サービスである OSSMA (Oversea Student Safety Management Assistance) と、本学で学ぶ留学生向けの医療等に係るアシスタントサービスである IMAS (Inbound Medical Assistance Service) を試行的に導入しました。導入から 1 年以上を経過し、特に OSSMA について、学内の利用状況等を調査しつつサービス等に対するご意見を伺いながら、運用の有効性を検証してきたところです。これらを踏まえ、平成 29 年 4 月からは OSSMA について、以下のとおり学内の運用方針を変更することとします。

なお、IMAS については、運用に変更はありません。

### 記

#### ○現状：

対象となる海外渡航の範囲を (A.本学が主催または募集・選考するプログラムで海外渡航する場合、B.本学の財政的支援を受けて、もしくは本学の出張命令により海外渡航する場合) と定め、該当する海外渡航に参加する全学生には、加入を必須とする方向で試行的に運用している。

#### ○平成 29 年 4 月以降：

すべての海外渡航について加入は任意とする。ただし、所属部局や派遣プログラム主催者 (主催部署等) が加入を義務付ける場合 (FLY プログラム、体験活動など) はその指示に従うこととする。なお、国際本部主催の派遣プログラム (全学交換留学や各種超短期派遣プログラム等) については、平成 29 年 4 月 1 日以降出発分から任意加入とする。

参考：[学内ポータル学生の国際交流における危機管理体制整備](#)

本件担当：

本部留学生・外国人研究者支援課 関口  
内線 22566